

平成29年度 社会保障・税番号制度担当者説明会 質問様式

※ [] の部分が今回追加・修正したものです。

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
例	4月14日	J-LIS	〇〇県	2-2	9		5月15日
1	4月18日	御所西京都平安ホテル(京都府)	京都府	2-1②	5	市町村でも「試行運用の趣旨」について広報が必要と考えているが、国の広報は具体的には、いつ、どのような内容で対応予定か？	大々的ではなく粛々と試行を開始するスタンスであるが、具体的な時期・内容については、別途お示しする。	2017/4/19 5/18修正
2	4月18日	御所西京都平安ホテル(京都府)	京都府	2-2	7	副本登録の基本ルールとして過去5年分となっているが、予防接種の情報は、過去5年分では足りないのではないのか？	基本ルールに則れない場合は、制度所管府省から発出されている個別ルールに従って対応いただきたい。	2017/4/19 5/18修正
3	4月27日	グランデはがくれ(佐賀県)	佐賀県	2-1	3	試行運用において、申請者に添付書類の提出を依頼する法的根拠は。	あくまで情報連携の円滑な運用に向けた協力をお願い。ただし、行政の観点からだけでなく、申請者の観点からも、情報連携の円滑な運用のために協力をいただきたい。	4月27日
4	4月27日	グランデはがくれ(佐賀県)	佐賀県	2-1	3	試行運用機関における事務処理として、申請者から添付書類の提出を受けた場合と受けない場合の対応が記載されているが、申請者にあらかじめ添付いただけない場合の措置を説明してよいか。	通知に記載のとおりであるが、試行運用は行政の都合のみではなく、申請者にとってもメリットがあるという観点から、協力をお願いするよう努力いただきたい。	4月27日
5	4月27日	グランデはがくれ(佐賀県)	佐賀県	2-1	3	マイナンバーの提供自体を拒否された場合の手順についても通知に入れるべき。	情報連携の開始とは直接関係ない事項。例えば国税ではQ&Aで対応を示しており、それぞれの番号利用事務を所管する各府省において、必要に応じて対応すべきもの。	4月27日
6	4月27日	グランデはがくれ(佐賀県)	佐賀県	2-2	4	データ標準レイアウトの改版に関する自治体の予算計上について、どのタイミング(6月議会、9月議会等...)を想定しているのか。	確定版の公開から情報連携の開始まで1年、ベータ版の公開を含むとさらに3か月程度の準備期間があるので、予算計上の時期についても自治体の議会運営等の実情に応じて判断いただきたい。	4月27日
7	4月27日	グランデはがくれ(佐賀県)	佐賀県	2-2	19	予算などの問題で子育てOSSの準備が6月末までにできない場合の対応等現実的な情報を提供してほしい。	昨年9月の大臣通知以後、準備に必要な情報は随時提供している。対応できない自治体もあるという前提での質問だが、申請はマイナポータルで受け付けてその後は紙ベースで従来どおりの処理を行うという選択肢もあり、予算面も含めて全く対応できないということは想定していない。	4月27日
8	4月27日	千葉県自治会館(千葉県)	船橋市	3-1	7	不開示コードの設定にあたっては、資料にもあるとおり、自治体ごとの個人情報保護条例等に基づき、設定の可否を検討するようことあるが、DV等被害者以外に具体例が示されていないため、例えばどんなものに設定していいものか判断できない。国のほうで全国統一的な基準等を定めて、通知するような予定はないのか。	現在、ご指摘のような事項については整理を行っているところであり、調整がつか次第、デジタルPMO等でお知らせすることを検討している。	4月27日
9	4月28日	ウィルあいち(愛知県)	名古屋市	2-2	-	マイナポータルについて、子育てOSS等対応を検討しているが、費用対効果についても検討していく必要がある。その際、マイナンバーカードの普及率(発行枚数)や、マイナポータルのアカウント数を参考としたい。については、アカウントの開設数は如何。また、その開設数は県別にわかるのか。(愛知県の数は。)定期的に自治体に公表して欲しい。	アカウントの開設件数を都道府県別に把握することは、困難であるが、全体の数を定期的に公表することは、可能であるので検討する。	4月28日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
10	4月28日	ウィルあいち(愛知県)	名古屋市	2-1	-	本格運用開始の「秋頃」とは何月頃を想定しているのか。	具体的な日程は未定。「情報連携開始日以降、試行期間を3カ月程度としていること」「資料2-1 P.2スケジュール(案)で、本格運用を10月～11月のゾーンで示していること」を参考にしていきたい。	4月28日
11	4月28日	ウィルあいち(愛知県)	大府市	2-2	-	子育てOSSの総合運用テストは、絶対参加しないと行けないのか？ テストに参加しないとデメリットはあるのか？	全自治体に参加頂くようお願いしているところ。テストにおいては、不具合発生等の際のヘルプ等、フォローアップをさせて頂く。	4月28日
12	4月28日	群馬県市町村会館(群馬県)		2-2	31	説明資料P31テスト実行フェーズの実施内容中、2 申請データの受取テストの実施内容欄に、「選択した接続方式に応じてLGWAN-ASP事業者や民間送達事業者との連携が必要となるため、連携事業者との調整を十分に行う必要がある。」とあるが、詳細な仕様が示されおらず、ASP事業者を決められない。どのように対応すべきか。	平成29年1月31日(火)にデジタルPMOに「マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能等 外部接続インターフェース仕様書(0.01版)」を公開し、また、詳細仕様を記載した改訂版を4月28日に公開している。 なお、デジタルPMOのマイナンバー制度情報共有のコーナーにおいて見直し対応可能なASP事業者を公開しており、参考にしていきたい。	2017/4/28 5/18修正
13	4月28日	群馬県市町村会館(群馬県)		2-2	21,22	説明資料P21・22テスト準備フェーズの実施内容中、2 事前登録情報の内容確認の実施内容が改められているが、旧版に基づいて、すでに自ら申請書様式の誤りを修正したものがある。新版では内閣官房に正しい様式をメール送付して再登録を依頼すると修正されているが、旧版に基づいてすでに修正したものについても、内閣官房に正しい様式をメール送付する必要があるか。	事前登録情報の内容確認を行った結果、誤った帳票が登録されていた場合は、内閣官房に正しい様式をメール送付されたい。正しい帳票が登録されていた場合は、メール送付は不要。	2017/4/28 5/18修正
14	5月9日	山口県庁(山口県)	山口県	2-1	3	試行運用開始時期について7月18日を想定とあるが、いつ確定するのか。	確定時期は現時点では申し上げられない。7月18日より早まる事は想定していないので、まずは18日を想定して準備を進めてほしい。	5月18日
15	5月12日	エキパル倉吉(鳥取県)		2-1	54	マイナポータルの広報に関し、通知カードやマイナンバーカードの交付の際には、国のマイナンバーコールセンターは問い合わせが殺到してつながらず、結局市役所で受けざるを得なかった。今回のマイナポータルの本格運用の際の問い合わせ対応の体制はできているのか。	マイナポータルについては、ログイン後の問い合わせはメールでの問い合わせを、それ以前の問題はコールセンターで対応する体制を念頭にしている。まず、アカウント開設の仕方自体が分かりにくいとの指摘があるのでこれを改善する。また、マイナポータルの利用はマイナンバーカードを持っている者が前提であり、問い合わせの母集団も通知カード等の場合と異なる点も念頭に体制を検討している。	5月18日
16	5月12日	エキパル倉吉(鳥取県)		2-1	-	情報連携で、添付書類が無くなった場合、そもそも市役所でどのような業務フローに変わるのか見当がつかない。国が事務マニュアルなど何らか示す予定があるのか。	その予定はない。現状も、事務ごと・団体ごとに具体的に業務方法は異なっており、今回の4月21日通知や各省の個別事務連絡等をもとに、各自自治体で検討されたい。	5月18日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
17	5月1日	神奈川県	横浜市	2-2	4	<p>「副本登録時の版番号は、提供する情報に該当する時点の版番号となります」とDigitalPMOでは回答がありますが、過年度情報の版番号はどうなるのでしょうか。</p> <p>例えば、29年度は3.0版を使用していましたが、30年度に改版があり、4.0版に変更となるような場合があるかと思われます。</p> <p>この場合、30年度は4.0版を使います。しかし、地方税は過年度の税額を変更することもあるため、30年度になってから29年度の税額が変更となった際の副本登録はどの版数を使用すればよいでしょうか。</p> <p>① 29年度分の所得情報は29年度の版数(3.0版)を使い、30年度分は30年度の版数(4.0版)を使って副本登録を行う。</p> <p>② 29年度、30年度どちらの所得情報も30年度の版数(4.0版)を使用する。</p> <p>番号法や税法の変更により、29年度の所得情報では埋められない項目が4.0版にあれば、ReasonOfNull(データをセットできない事由)等を設定する。</p> <p>過年度情報については①②の動きが考えられますが、①のように古い版数を使用するのか、②のように最新の版数に合せるのか、もしくは、それ以外の対応となるのか教えてください。</p>	<p>お示しの事例について、H29年度の所得情報は3.0版、H30年度の所得情報は4.0版にて管理されることとなり、①の対応となる。(共通指針※別添補足資料「A.3 特定個人情報改版時に情報提供者が留意すべき事項」を参照)</p> <p>※情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針</p> <p>一方、H30年度に第4.0版として追加されたデータ項目について、事務運用上H29年度の所得情報についても項目追加が必要となる場合は、制度所管府省の指示に従い、第4.0版の初期設定情報としてH29年度の所得情報を登録いただくこととなる。(共通指針別添補足資料「A.3.1(3) 改版時の初期データの扱い」を参照)</p> <p>H29年度の所得情報を第4.0版として登録する必要があるか、具体的な対応については、現在関係府省にて検討中であり、今後方針としてお示しする予定。</p>	5月18日
18	5月9日	山口県庁(山口県)	下関市	2-2	15	<p>子育てOSSについて、妊娠届は医師の証明を必要としているため、電子申請で行うことはできないしすべきでないと考えているが、いかがか。後から対応するとしても別途テストの時期を設けることはできるか。</p>	<p>子育てワンストップ検討タスクフォースとりまとめにおいては、妊娠の届出について、平成29年7月からオンラインでの提出を可能とするとともに、オンラインから事前アンケートを行う事も併せて可能としつつ、母子健康手帳等の交付と面談については来庁による実施とする事としている。</p> <p>昨年発出した子育てワンストップ導入ガイドラインの別添5の厚労省母子保健課からの自治体への通知においても、医師の証明について、以下のとおりの取扱いであることを記載している</p> <p>【別添5 抜粋】 妊娠の届出の際に医療機関の受診等を証明する書類の添付を求めている市町村においては、オンラインで妊娠の届出を行う者に対して、当該書類をスキャン又は写真撮影によるデータとして添付を求めることもできること。なお、必要に応じて原本の提出を求めることも差し支えないこと。</p> <p>以上より、妊娠の届出に関し、自治体が個別に医師の証明を必要としている場合については、医師の証明書を画像データとして添付ファイルとしてオンライン申請するなどの方法が考えられるが、医師の証明書の原本が必要である場合はその旨ワンストップサービスで伝え、後日原本を郵送等をさせることも可能である。</p> <p>テストについては、すでに示しているテスト期間内で行って頂きたい、7月以降は本番環境を使って自治体個別にテストをしていただくこととなる。</p>	5月18日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
19	5月11日	グランシップ(静岡県)	静岡県	2-2	17	子育てワンストップサービスの事前登録情報の内容確認が5/9までとなっているが、確認ができなかった団体は、その後確認できるタイミングがあるか。	テスト実行フェーズのサービス登録テストで併せて確認することができる。	5月18日
20	4月26日	県民健康センター(埼玉県)	埼玉県戸田市	2-2	23	手順書のサンプルデータについて、最新化の時期はいつを予定しているのか。	5月23日(火)を予定している。	5月18日
21	4月20日	徳島県庁(徳島県)	徳島県	2-2	31	お知らせテストについて、5/16~25の間にできない場合、テストはどうするのか。	テストについては、すでに示しているテスト期間内で行って頂きたく、7月以降は本番環境を使って自治体個別にテストをしていただくこととなる。	5月18日
22	5月11日	グランシップ(静岡県)	静岡県	2-2	31	総合運用テストのテスト実行フェーズにおいて、民間事業者と契約ができていないため期間中に電子申請データの受け取り確認ができなくなる可能性があるが、その後確認できるタイミングがあるか。	本番運用の中で、職員が自ら申請から受け取りまでを確認していただくこととなる。	5月18日
23	4月20日	徳島県庁(徳島県)	徳島県	2-2	34	お知らせテストの観測の最後に「公金決済」があるが、お知らせをするなら公金決済も必ずやれ、ということか。公金決済をしない場合、テストはどうすればいいか。	住民の利便性の観点からは、公金決済までできる方が便利であり、前向きに検討してほしい。諸事情あつて間に合わない、ということなら公金決済以外のテスト項目を実施するようお願いしたい。(5月26日回答修正)	5月18日 5月26日修正
24	5月12日	エキバル倉吉(鳥取県)		2-2	34	申請データ受け取りテストに関し、当市はLGWAN環境で電子申請を行う仕様になっていないが、その場合の電子申請データの受け取りテストはどうするのか。	当該テストは全団体必須でお願いしているもの。早期に電子申請に必要な事業者等との契約を進めて頂きたい。テスト期間に間に合わなければ本番環境でテストすることになる。	5月18日
25	5月10日	ニューウェルシティ宮崎(宮崎県)	都城市	2-2	-	情報提供等記録開示の根拠が行政機関個人情報保護法に基づくものではなく、住民の利便性の観点から単なる行政サービスとして整理されたが、どのような点で住民の利便性に資するのか教えてほしい。	開示請求が行われた場合と同じ内容の情報を提供することを前提に、法令に基づかないサービスとすることで、氏名や住所等を入力する必要や手数料を支払う必要もなく、情報を得ることが容易であること。また、例えば、情報提供等記録は行政機関個人情報保護法、実際にやりとりされた自治体の情報は当該地方公共団体の条例にそれぞれ根拠を求めることとなり、住民から見れば一体の手続においてそれぞれの開示手続を行っていただく必要も想定されたことなどから、住民の利便性を考慮し、行政サービスとの整理を行ったもの。	5月18日
26	5月10日	ニューウェルシティ宮崎(宮崎県)	宮崎県	-	-	現在、①デジP、②情報共有サイト、③番企室の情報共有サイトでそれぞれ情報発信がなされているが、統合するなどできないのか。	お手数をおかけしているが、当面、3か所を見ていただく必要がある。近い初来、内閣官房で運用している①②なくなり、情報連携に関する情報は情報提供NWSを所管する総務省、マイナポータルに関する情報は所管する内閣府から、それぞれ情報提供されることとなる見込み。	5月18日
27	5月10日	ニューウェルシティ宮崎(宮崎県)	都城市	-	-	H30年度からマイナンバーカードの健康保険証利用がはじまるとの情報が、現時点でマイナンバーカードの交付事務への影響をどの程度見込んでいるか、また、制度導入時のような混乱が起きないよう対応を考えているか。	H30年度から32年度にかけて集中的に健康保険証利用への移行を進めていくべく厚労省で検討されているところ。他方、H30年度はスモールスタートとなるため、すぐに影響がでるとは考えていない。逆にいうと、後ろに山ができる可能性もあるということ。窓口業務に影響が生じるため、具体的に見えてきたら情報共有させていただく必要があるものと考えている。また、導入時のトラブルを踏まえ、LGWAN回線の増強なども行っており、申請件数が増えたときに前回同様の事態にならないよう対応が進められているものと承知。	5月18日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
28	4月20日	徳島県	徳島県	5	31	要するに、日本年金機構と自治体との情報連携の開始は、「平成30年7月」ということか。	資料に記載させていただいているとおり、日本年金機構(機構)は現在、番号法の規定により情報連携が停止されており、その開始時期は未定となっております。 一方で、将来的に情報連携を可能とするため、平成30年3月までを開発期間として、機構のシステム開発を行っており、準備が整い次第、開始する可能性はあります。なお、それに伴い、年金関係情報を照会するための自治体側でのシステム対応も必要となると考えられます。 総合運用テスト等の具体的な実施方法・スケジュールについては、追って内閣官房、総務省と調整の上お示しする予定です。	5月18日
29	5月12日	鳥取県	鳥取県八頭町	5	30	「情報連携開始にあたっての留意事項」にかかる発出済事務連絡について、当方で受領していないものがあるようだが、DigitalPMOに全て掲載されているのか。	全て掲載されているはずだが、確認のうえ漏れているものがあるれば掲載する。(5つの事務連絡は全て掲載済みであり、漏れているものはなかった。)	5月18日
30	5月11日	愛媛県	愛媛県	5	25-26	日本年金機構との情報連携に係る補助金については、総合運用テストに係る経費の調査結果と併せて、交付申請手続きの連絡をいただけるとのことだが、平成30年度への繰り越しは決定しているのか。	当該補助金は平成26年度から平成28年度までの3ヶ年の補助金となっています。 平成29年度については、平成28年度から繰り越した補助金ですので、さらなる平成30年度への繰り越しはありません。 なお、補助範囲、申請手続き等については追って御連絡致します。	5月18日
31	4月26日	県民健康センター(埼玉県)	埼玉県草加市	5	25	・平成29年度業務システム改修(総合運用テスト)に係る国庫補助金は別途示されるのかご教示ください。 ・平成29年度は総合運用テストの他に副本登録作業も必要となりますが、この作業に係る国庫補助金が示されるのかも併せてご教示ください。	・別途お示し致します。 ・副本登録を補助対象とするかは現時点保留としています。	5月18日
32	4月28日	愛知県	名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課保険料係	5	6	平成26年か、平成27年に後期高齢者を担当していた際に、医療保険者等向け中間サーバ等には、いずれ共済も市町村国保も合流するという説明を厚労省から受けた。 市町村国保が医療保険者の中間サーバに合流するとすると、システムの的な影響が大きいと想定するが、現在の状況をお知らせ頂きたい。	当時の検討状況は把握していないが、現在の状況としてお答えする。 共済については、医療保険者等向け中間サーバ等を活用する方向で所管省庁が調整している。現状の詳細については、必要に応じて所管省庁に確認して欲しい。 市町村国保が医療保険者等向け中間サーバ等に合流することは現時点では想定していない。	5月18日
33	4月27日	千葉県	千葉県児童家庭課	5		申請を伴わない措置入所については個人番号の提供に同意が必要であり、職権での番号取得はできないこととされている。実情を鑑みると、個人番号の提供に同意が得られるケースは少なく、措置児童の情報について提供できない(情報保有があっても保有なしで回答する場合)場合が多くなると想定されるが、その運用で良いのかどうか再度確認させていただきたい。	申請時に本人、扶養義務者及び配偶者から個人番号を取得することが基本となるが、施設への入所措置などといった事務においては、申請行為がなく、また、措置対象者の状況によっては本人に対し個人番号の提供を求めることが困難であると判断される場合も想定されるため、このような場合は、地方公共団体において、住民基本台帳ネットワークシステム等を用いて必要な個人番号を検索し、取得して差支えない。	5月18日
34	4月18日	京都府	京都府	5		医療保険者向け中間サーバの総合運用テストは、資料に記載している全手続を実施する必要があるのか	全てを実施しなくても良い。最低、一手続は実施頂きたい。	5月18日
35	4月20日	徳島県	徳島県	3-1	13	「情報提供ネットワークシステム」の運営主体は国であるにもかかわらず、情報共有サイトに市町村から質問されたものを都道府県が回答する法的権限。誤った回答をした場合の責任の所在等をどのように考えているのか。	情報共有サイトを通じて行う問合せについては、技術的基準(総務省告示第401号)に基づき総務省で策定している「情報共有ネットワークシステム接続運用規程」及び「接続運用実施要領」において、情報提供ネットワークシステムに接続して行う遵守すべき基本事項の一つとして規定している。市町村からの問合せにおいては、回答可能なものは各都道府県が回答するが、回答が困難な場合は、上位の機関の連絡先にエスカレーションすることとしており、その範囲内で対応することとしている。	5月22日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
36	5月15日	ホテル福島グリーンパレス(福島県)		2-2	-	30年7月から連携開始する改版版のデータ標準に対応するための既存システムの改修に係る特別交付税措置はあるか。	内閣官房として特別交付税措置をすることは予定していない。	5月26日
37	5月18日	岡山県庁(岡山県)	岡山県	2-2	4	今後のデータ標準レイアウトの改版に際し、国から何らかの財政措置が為される予定はあるか。	内閣官房としての財政措置は現時点では考えていない。	5月26日
38	5月19日	秋田県庁(秋田県)	秋田県後期高齢者医療広域連合	2-1	4	本格運用後は添付書類の案内を見直すよう説明があったが、添付書類の根拠となる条例・規則・通知等も改正が必要か。また、改正等が必要であれば一定の期間が必要なので本格運用開始の通知がいつごろになるか教えてほしい。	マイナンバー法第22条第2項のみなし規定はあるが、具体の条例、規則、通知等の書きぶりにもよるので、改正の必要性については個別に検討する必要がある。本格運用の開始時期については、試行運用の状況を見極める必要があるため、現時点では時期はお答えできない。	5月26日
39	5月18日	ラ・プラス青い森(青森県)		2-1	3	試行運用期間は従来どおり添付書類の提出をお願いするとのことだが、それに加えてマイナンバー及び本人確認書類も提出が必要なのか。	マイナンバー及び本人確認は必要。	5月26日
40	5月16日	富山県民会館(富山県)	富山県	2-2	57	本年7月から配備されるマイナポータル専用端末は、マイナンバーカードに図書館カードの機能APIを入れることや、図書館カードの受付業務に使用することはできないか。	マイナポータル用端末の副次的な用途について、現時点では以下の整理としている。 よって、以下の主な用途のいずれかで利用する場合であって、その副次的な用途(マイキーID関係)にも利用する場合には、マイナポータル用端末を図書館に設置し、図書館利用番号を確認する用途にも利用可能とすることを予定している。 (平成29年1月31日付け都道府県向け事務連絡(平成29年2月17日追記)より) 総務省地域情報政策室が想定するマイキーID及びそれに連携する情報の登録、施設等利用時等のマイキーIDの確認及びそれに連携する機能の利用は、想定する主な用途である①情報開示関係(情報連携の記録や自己情報の確認に利用)、②個人番号利用事務関係(マイナンバー利用事務の窓口(特に子育てワストップサービス関係)での電子申請に利用)、③マイナンバーカード作成関係のいずれかの用途に供する場合に限って利用して構わないこととする。	5月26日
41	5月12日	大分県	玖珠町	1 2-1	6 4	個人番号カード取得促進や子育てワストップ等に係る広報については、他団体の広報資料等を参考に作成しているが、センス等も必要のため苦戦している。国から各自治体が自由に編集できる様式等を提供いただけないか。	各自治体が自由に編集できる媒体の提供については、平成28年11月に、マイナンバーカード及びマイナポータルのメリット等を記載したチラシ等のデータを各都道府県を通じて展開するなど、随時行っている。今後もマイナポータル等について広報物を作成する予定なので、その際は各自治体に提供していく。また、各自治体においても、国の媒体でデータ提供を希望するものがあればお問い合わせ頂くとともに、広報媒体に関する要望があればお寄せ頂きたい。	5月26日
42	4月28日	愛知県	愛知県	2-2	37	特別交付税措置の対象として、申請データの既存システムへの格納に係る費用が挙げられている。都道府県より申請受付手続きのみ市町村へ下している場合、受け付けた申請データを市町村経由で、都道府県が保持する既存システムに格納する必要がある。この場合、都道府県が保持する既存システムの改修は対象となりえるのか。	県の既存電子申請システムを利用する場合で、県内市区町村がその改修に係る費用を負担金という形で負担する場合、当該市区町村において発生する改修として特別交付税措置の対象とするものに相当する分については、特別交付税措置の対象とする考えであるが、特別交付税措置の適用要件については、改めて正式にお示しする。	5月26日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
43	4月28日	愛知県	岡崎市	2-2	33	本市では、マイナポータルと自治体間の接続環境に対する当初予算が計上されていないため、補正予算要求後の契約・構築となり、子育てワンストップサービス総合運用テスト実行フェーズ期間内の申請データ受取テストに間に合わない状況である。申請データ受取テストは当該実行フェーズ期間中(資料上は6/5～6/23)のみしか実施できないものなのか。当該期間以後も随時実施できるのか。 また、本稼働後接続事業者を変更した場合の申請データ受取テストの実施方法についても御教示願いたい。(例えば今後、恒常的な検証環境等が用意される予定があるのか。)	申請データ受取テストに間に合わない場合は、テスト時期を別途設けることは検討していないため、連携事業者に係る対応が本年7月以降になる場合は、本番環境において、自治体職員が自ら確認していただくこととなる。	5月26日
44	4月28日	愛知県	豊田市	2-2	37	マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスに係る費用について、現在調査中とのことであり、詳細は別途提示予定とのことだが、提示時期はいつ頃を想定しているか。併せて、当該サービスを提供するために、新たに発生する負担金があるのか、あればその金額についても教えていただきたい。	特別交付税措置の措置要件並びに総事業費については、現在確認を行っており、時期の明言はできないが近いうちに改めて正式にお示しする。 なお、本件における国に対する新たな負担金は想定していない。	5月26日
45	5月18日	岡山県庁(岡山県)	岡山市	2-2	39	マイナポータルの試行運用と本格運用に違いがあるのか。例えば資料2-2 P39にあるマイナポータルで提供される具体的なサービスというのは、公金決済も含め、全て7月から一律にサービス開始ができるという認識でよいか。	マイナポータルの試行運用においては、例えば子育てワンストップ対象手続で電子申請を行う際、情報連携の対象である書類は、試行運用期間中は添付が必要となる。 なお、公金決済については、29年7月から一律にサービス開始するものではなく、今後順次対応可能な自治体からテストを行い導入していただきたいと考えている。	5月26日
46	4月28日	群馬県	群馬県前橋市	2-2	31	本市では、接続パターンAを考慮しており、全市区町村必須の申請データ受取テスト「テストの実施にあたっては、選択した接続方式に応じてLGWAN-ASP事業者との連携が必要・・・」とあるが、業者選定にあたって総じて情報が少なく、6/23(予定)のテスト期間終了までに委託事業者が決まらずテストできない。その場合、第2回目の申請データ受取テスト等を想定されているのかご教示願いたい。	テスト時期を別途設けることは考えておらず、本番環境において、自治体職員が自ら申請から受け取りまでを確認していただくこととなる。	5月26日
47	4月28日	群馬県	群馬県館林市	2-2	14	【スマホによる子育てワンストップサービスの申請について】 子育てワンストップサービスの全体イメージでは、住民はパソコンだけでなくスマートフォンやタブレットなどでも、マイナポータルから電子申請や公金決済サービスを行うことができるような記載となっている。本市としては、スマートフォンではカードリーダーの機能がついている機種でのみ認証を行うことができ、マイナポータルのマイページに入ることができる認識である。カードリーダーの機能がついていない機種に対してはマイナンバーカードの情報を読取るためのアプリケーション等の手段が必要と思われるが、見解をお聞かせいただきたい。	スマートフォンでマイナポータルにログインする方法については、御認識のとおり、現状ではマイナンバーカードを読み取れる機能を有している端末であることが必要となる。	5月26日
48	4月28日	群馬県	群馬県館林市	2-2	31	【子育てワンストップサービスの申請データ受取テストについて】 子育てワンストップサービスの導入について、本市ではマイナンバーカードの普及状況を鑑み、予想される住民の利用者数の少なさを平成29年度はマイナンバーカードの普及・啓発に注力するため、子育てワンストップサービスの導入は翌年度とする方針で検討している。平成29年度の総合運用テストの内、申請データ受取テストは全市区町村必須となっているが、テストの実行フェーズ期間中に連携事業者が定まらない場合の受取テストはどうすればよいか。	受取テストに間に合わない場合は、テスト時期を別途設けることは検討していないため、本番環境において、自治体職員が自ら確認していただくこととなる。	5月26日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
49	5月12日	高松商工会議所(香川県)	高松市	2-1	5	資料2-1のP5において、「子育てワンストップサービスでの電子申請においても、同様に添付書類を求めることとなる。詳細は別途連絡する」となっているが、これはいつ頃示される予定か。	4月25日付で通知した、「子育てワンストップサービス導入に向けたフォローアップ(第3回)」について(依頼)の添付資料として、子育てワンストップサービス対象手続の一覧、及びこれに必要な添付書類の一覧を提示しており、そちらを御確認いただきたい。	5月26日
50	5月12日	高松商工会議所(香川県)	高松市	2-2	-	子育てに関する手続は、住民の異動と密接に関わっているため他部署との連携も必要であり、そもそもワンストップ化できるのか等、四苦八苦している状況。進め方のスケジュール感としては、どのように考えればよいか。	従前からお願いしている通り、平成29年7月以降、各種申請の時期に合わせて電子申請が開始できるようご準備いただきたい。	5月26日
51	5月12日	高松商工会議所(香川県)	高松市	2-2	37	特別交付税措置については、平成29年度・30年度の2か年対象になっていることだが、こうした財源に関しては、今後も金額、期間に関して柔軟な対応を求めたいと考えるが、如何か。	現在、子育てワンストップサービスに係る財源措置としては、平成29年度・平成30年度の特別交付税措置のみであり、現時点ではその他の措置の実施・検討の予定はない。 なお、特別交付税措置の適用要件については、改めて正式にお示しする。	5月26日
52	5月12日	高松商工会議所(香川県)	三木町	2-2	29	マイナポータルサービスの検索・電子申請機能等について、方式(LGWAN-ASPサービスor民間送達サービスor既設の電子申請サービス)がまだ決まっていない状況。テスト実行フェーズが始まるころだが、この場合にそもそもテストの実施は可能なのか。システム改修が必要か否かの判断を付けるためにも早急に確認したい。	申請データ受取テストに間に合わない場合は、テスト時期を別途設けることは検討していないため、連携事業者に係る対応が本年7月以降になる場合は、本番環境において、自治体職員が自ら確認していただくこととなる。 また、デジタルPMOのマイナンバー制度情報共有に「【最新の事業者一覧】子育てワンストップサービス関連見取り可能」というページを設けており、併せてご確認いただきたい。 【参考】 https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/informationShareForMAGO/comment/28	5月26日
53	4月20日	徳島県	徳島県	2-2	31	「申請データ受取テスト」について「全市区町村 必須」となっているが、Eパターンの(既存電子申請サービス利用)の場合は、対象外と考えてよいか。	御認識のとおり、Eパターンの場合は、各自自治体が行う電子申請サービスにて受付いただくこととなるため、対応は不要。 なお、Eパターンの場合でも、様式印刷機能(国民が子育てOSSを利用して電子申請はできないが、様式に必要項目を記入後印刷できる機能)を使用される場合は、様式の登録・確認が必要となる。	5月26日
54	4月20日	徳島県	徳島県	2-2	34	「お知らせテスト」のテスト観点として、「公金決済」が含まれているが、利用しない場合はテスト観点から除外してよいか。	御認識のとおり。なお、公金決済を行われる場合は、別途調整を行うため、内閣官房までお申し出いただくようお願いしたい。	5月26日
55	4月20日	徳島県	徳島県	2-2	36	都道府県向けユーザーアカウントは、子育てOSSのテスト実行フェーズ進捗状況確認のためだけに使用されるのか。	現状では都道府県様に配布させていただいたアカウントは進展状況管理に用いていたこととなるが、今後都道府県で実施するようなOSSでの使用も考えられるため、ご留意いただくようお願いしたい。	5月26日
56	4月20日	徳島県	徳島県	2-2	37	既存電子申請サービスにおける、申請フォーマットを外部委託によって作成する費用は、特別交付税措置の対象となるか。	県の既存電子申請システムを利用する場合で、県内市区町村がその改修に係る費用を負担金という形で負担する場合、当該市区町村において発生する改修として特別交付税措置の対象とするものに相当する分については、特別交付税措置の対象と考えるが、特別交付税措置の適用要件については、改めて正式にお示しする。	5月26日
57	5月1日	かながわ労働プラザ(神奈川県)	横須賀市	2-2	31	マイナポータルによる申請の受付を予定していない(当面紙での受付)のだが、申請データ受取テストの実施は必須か。	当該テストは全団体必須でお願いしているもの。早期に電子申請に必要な事業者等との契約を進めて頂きたい。テスト期間に間に合わなければ本番環境でテストすることになる。	5月26日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
58	5月1日	神奈川県	横浜市	2-2	30	子育てワンストップサービスにおける総合運用テストのうち、テスト実行フェーズについて、全ての開始条件が整っていない場合は、テストが実施できないということか。 たとえば、連携事業者とテスト実施方法等についての事前確認が完了していても、サービス登録テストの実施は可能と考えるが如何。	お見込みのとおりサービス登録テストについては、全市区町村様で実施可能であるため実施いただきたい。	5月26日
59	5月19日	大分県	別府市	2-2	-	(子育てワンストップ)様式に誤りがあり、内閣官房にメールを送信した。今後、様式の変更がある場合も指定の機関にメール送信するような運用になるのか？	今後、様式の変更がある場合は、各自治体様において御対応いただく事となります。	5月26日
60	5月22日	山梨県自治会館(山梨県)	韮崎市	2-2	30	山梨県では県下共同で電子申請システムを構築し、30.4から開始する予定であり、マイナポータルにも繋げる予定になっている。この場合、30.4から繋げる市町村については、今回のテストがASP対応となっていないため、テストは実施しなくてもよいか。	テストについては、すでに示しているテスト期間内で行って頂きたく、7月以降は本番環境を使って自治体個別にテストをしていただくこととなる。	5月26日
61	5月22日	和歌山県自治会館(和歌山県)	由良町	2-2	33	子育てワンストップサービスの申請データ受取テストのうち、参加必須である作成済み申請データ受取は、インターネット環境があればテスト参加可能なのか。 ※LGWAN-ASPサービスをこれから整備する予定で、6月末までには間に合わないことから確認したいとのこと。	インターネット環境で申請データ受取テストは実施不可である。当該テストは全団体必須でお願いしているもの。早期に電子申請に必要な事業者等との契約を進めて頂きたい。テスト期間に間に合わなければ本番環境でテストすることになる。	5月26日
62	5月25日	兵庫県農業共済会館(兵庫県)	兵庫県	2-1	3	資料2-1の試行運用期間中について、本人から提供を拒否された場合で、情報提供ネットワークシステムでも情報を得られない場合は、どう対応したらいいのか。 ①厚労省から、符号を取得できない者については副本登録の対象外としている事務があるが、情報照会側はその旨を把握していないので、NWSで照会して初めて情報が無い(副本に登録されていない)ことが判明する。具体的には、身体障害者手帳、小児慢性、難病。 ②また、文科省からは副本の登録の期間が自治体に任されているものがあり、これだと自治体によって登録する期間が異なる。 ①②のケースの場合に、NWSから照会しても情報を得られないが、その場合の対応について示されていない。	試行運用期間は、通知のとおり趣旨を説明して本人からの提供に努めていただく。 一方で、情報提供ネットワークシステムからの取得において、提供が行われない場合(①②の理由により副本に情報が登録されていない場合)、試行運用期間か本格運用期間かは問わず、番号法上提供は義務であるため情報提供が行われなくてはならない。 個別の事務については、各制度所管省庁が対応を示すべきなので、整理して提示するように伝える。	5月26日
63	5月25日	兵庫県農業共済会館(兵庫県)	神戸市	2-2	4	資料2-2のデータ標準レイアウトの改版サイクルについて、毎年改版するとなるとシステム改修がいつまでも終わらない。 改版を3年に一度や5年に一度にできないか。	番号利用事務や特定個人情報の項目が追加になった場合に改版は生じるもので、発生した年度にはこのサイクルで対応をお願いするもの。よって3年や5年という固定のサイクルではなく、発生都度の対応となる。	5月26日
64	5月25日	兵庫県農業共済会館(兵庫県)	兵庫県	2-2	4	資料2-2のデータ標準レイアウトの改版サイクルについて、平成30年7月の改版の内容は重たくシステム改修費用が発生する。年度途中で改版内容を提示される当初予算要求に間に合わない。スケジュールを改めるか、予算要求に必要な情報を出してほしい。	今回の改版はこれまでの齟齬を解消するものでボリュームがあるものだが、今後は事務の追加等に対応する改版を行っていくと思われ、今回よりはボリュームダウンするのではないかと考えている。 システム改修費が発生しそうな改版を行う場合で事前に判明している情報については、当初予算の要求に間に合うように提供するよう努める。	5月26日
65	5月25日	兵庫県農業共済会館(兵庫県)	兵庫県	2-2	4	資料2-2のデータ標準レイアウトの改版について、改版があると初期データの登録をし直す必要がある。デジP等で質問しているが、総務省からの回答はあったが、厚労省と文科省からは一向に回答がこない。 全体の進捗管理を内閣官房・総務省でしっかり行って、対応が遅い省庁に早く対応するよう強く言ってほしい。	各省にはこれまでも随時伝えてきているが、今後も内閣官房と総務省が中心となって、各省に対応するよう伝えていく。	5月26日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
66	5月25日	兵庫県農業共済会館(兵庫県)	兵庫県	2-2	7	厚労省から先日副本登録の対応に関する情報が提示されたが、時期が遅すぎ対応できない。かつ現場の実態に合っていない。国の関係省庁の足並みが揃っておらず、しっかりマネジメントしてほしい。	関係省庁とは定期的に打ち合わせを行い進捗管理を行ってきているが、引き続き今まで以上にしっかり対応していく。	5月26日
67	5月24日	岩手県公会堂(岩手県)	大槌町	2-2	4	今後のデータ標準レイアウト改版について、補助金等の対応はあるのか。	内閣官房としては予定していない。これまでも、制度所管で必要に応じて対応されてきたものと承知。	5月26日
68	5月24日	岩手県公会堂(岩手県)	釜石市	2-2	6	年金機構との連携開始はいつになるのか。	機構の業務改善等を経て政府としての判断になるので、現時点ではお答えできない。	5月26日
69	5月26日	福井県国際交流会館(福井県)		2-2	55	試行運用が始まると手続きの際に住民からマイナンバーを提供してもらう必要があるが、国として何か広報を行う予定はあるか。	試行運用が始まるから番号提供が必要になるのではなく、現在でも提供してもらうことが必要。なお、試行運用の広報についてはCMなど大々的なものは想定しておらず、当室のHPで試行運用に関するページを作成することなどを想定している。	5月30日
70	4月20日	徳島県	徳島県つるぎ町	2-1②	2	個人番号を紛失されている場合、再発行を依頼しても数週間かかる。この場合、「拒否された場合」と同様に個人番号なしの申請を受け付け、本人確認の義務はなく、住基端末から個人番号を取得した上で情報提供NWSを通常通り利用するという事務処理でよいか。	マイナンバー入りの住民票を発行して頂く等し、本人確認を行った上でマイナンバーを記載した申請書を受け付け、情報提供NWSを利用するのが原則となる。なお、本人が拒否した場合など、本人からマイナンバーの提供を受けることが困難である場合、マイナンバー法第14条第2項の規定により、住基ネットを用いてマイナンバーを確認できる(この場合、同法第16条に規定する本人確認の措置は不要)が、この場合においても、取得したマイナンバーは情報の管理や副本の更新等に活用するものであり、事務処理に当たっては本人に対して従来必要とされている添付書類の提出を求めることが適切である。	5月30日
71	4月20日	徳島県	徳島県つるぎ町	2-1②	2	4(2)Bに直接情報提供者に情報の提供を求めるとあるが、この通知以外に根拠や方法は別途詳しく通知されるのか。	4(2)Bの方法等について別途通知を行うことは予定していない。各個別法における質問検査権等の根拠規定に基づく方法等各団体が適切と考える方法により照会頂きたい。なお、その際は、情報提供者から提供を受ける書類等に申請者等の個人番号が記載されることのないようにすること、地方税関係情報を照会する一部の事務について、本人の同意なく直接やり取りすることが認められないものについては、本人の同意を要することに十分御注意頂きたい。なお、各団体の判断により、4(2)Aの方法によることも可能である。	5月30日
72	4月26日	県民健康センター(埼玉県)	埼玉県さいたま市	2-1①	3	「添付書類を提出頂けない場合には以下のいずれかの対応」の箇所、情報提供者から直接書類・情報入手するとあるが、直接書類は、「文書で公用請求」、「情報入手は電話で聞き取り」を想定しているのか。	各個別法における質問検査権等の根拠規定に基づく方法等各団体が適切と考える方法により照会頂きたい。なお、その際は、情報提供者から提供を受ける書類等に申請者等の個人番号が記載されることのないようにすること、地方税関係情報を照会する一部の事務について、本人の同意なく直接やり取りすることが認められないものについては、本人の同意を要することに十分御注意頂きたい。	5月30日
73	4月26日	県民健康センター(埼玉県)	埼玉県さいたま市	2-1①	3	「添付書類を提出頂けない場合には以下のいずれかの対応」の箇所、文書で公用請求する際に、番号法は公用請求の根拠にはならないが、根拠は何になるのか。各事務の情報を得る根拠が「市民に提出を求める」ものだった場合は、どのような根拠で公用請求するのか。	なお、各団体の判断により、4(2)Aの方法によることも可能である。	5月30日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
74	5月1日	神奈川県	横須賀市	2-1	3	番号法附則第1条第5号の施行期日(情報連携開始期日)は、試行運用開始日予定日である平成29年7月18日となるのか、又は本格運用開始日である平成29年秋となるのか、若しくはこれら2つとは異なる日となるのか。試行運用期間中における添付書類の取扱いについて番号法における根拠を確認したいため質問するもの。	御質問の法律上の施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成28年政令第405号)により、平成29年5月30日と定めている。なお、4月21日付通知のとおり、情報提供NWSの運用開始期日については、現時点で平成29年7月18日を想定していますが、最終的な決定期日については、別途通知する。	5月30日
75	4月28日	群馬県	群馬県館林市	2-1	-	【情報連携の運用に係る個人番号の収集について】原則、個人番号は、事務単位で本人確認のうえ本人からの取得となっているが、取得が難しいとされる場合、一部事務通知等で住基ネット端末からの個人番号の取得を可とする事務があるが、事務毎によらない住基ネット端末を利用した個人番号取得を可とする根拠法令はどれにあたるのか。(関連:住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会 資料1P3②本人確認情報の提供)	マイナンバー法第14条第2項の規定により、政令で定める番号利用事務実施者は、住基ネットを用いたマイナンバーの提供の要求が可能とされているところ。	5月30日
76	4月28日	群馬県	群馬県館林市	2-1	-	【情報連携の運用に係る個人番号の収集について】事務により住基ネット端末から個人番号を取得可否があると、職員および市民が困惑するとともに不信感が生じることが予想される。原則本人取得が揺るぐことにもなるが、個人番号利用事務における個人番号の統一収集指針は出されないのか。(関連:住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会 資料1P3②本人確認情報の提供)	マイナンバーの提供を受ける方法は、各個別法令の規定に基づき本人から取得することが原則であり、御質問の統一収集指針に類する文書の発出は予定していない。なお、それに抛り難い場合は、同法第14条第2項に規定される住基ネットを用いた照会を行うことも可能である。	5月30日
77	4月28日	ウィルあいち(愛知県)	名古屋市	2-2	4	年次改版を毎年7月として示しているが、地方税情報(の所得情報)の決定は6月であるため、最新の税情報を反映させるために、6月改版のサイクルにするのが良いのでは。	ご意見として承る。	5月30日
78	5月1日	神奈川県	横浜市	2-2	4	データ標準レイアウトの改版について、番号法別表第二主務省令の改正と同時に新様式とする運用を徹底することだったが、スケジュール上、自治体への意見照会前に主務省令改正案が修正されており、意見照会期間の終了と同時に、主務省令が公布されるようになっていく。この場合、集約した意見の中に主務省令の改正案を修正する必要があるものが含まれる場合、内容を反映させることができないのではないかと危惧されるが如何。	資料2-2 P4の表中、(N-2)年度の4Qで示している「主務省令改正案修正」とは、自治体に意見照会を行う前段の原案作成の期間である。その後の(N-1)年度の1Qにおいて、原案に対して自治体に意見照会・パブリックコメントの受付を行い、その内容を受けて確定案を作成するため、意見の反映を行うことは可能と考えている。	5月30日
79	5月1日	神奈川県	横浜市	2-2	4	主務省令の公布から、データ標準レイアウトの改版までに1年の開きがあるが、この間、確定版レイアウトは変更されないということか。緊急で改版が必要となった場合等に、公布済未施行の主務省令が改正されるようなことがあった場合、本市のように、庁内で連携する情報の根拠を番号法別表第二主務省令から引用している自治体では、規則等の改正が余分に発生することとなる。主務省令の公布から施行までに1年が必要となる理由如何。	原則的には主務省令の公布後に確定版のレイアウトは変更されないもの。主務省令公布後の1年間は、データ標準レイアウト関連様式確定後のシステム改修・調整等において必要になる期間となる。	5月30日
80	5月22日	山梨県自治会館(山梨県)	甲斐市	2-1	3	試行運用中について、本人のマイナンバーはわかるが、例えば、児童が市外に住んでおりマイナンバーがわからない場合、どのように対応したらよいか。	試行運用期間中に限らないことであるが、マイナンバー法第14条第2号に基づき住基ネットを用いてマイナンバーの提供を受けることができる。	5月30日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
81	5月22日	山梨県自治会館(山梨県)	甲斐市	2-1	-	情報連携において、添付書類は省略「できる」のか、省略「しなければならない」のか。	マイナンバー法第22条第2項の規定により、情報提供NWSを使用して必要な情報提供があった場合には当該添付書類の提出があったものとみなされるため、この場合において添付書類は当然に省略されることとなる。なお、試行運用期間中においては、情報提供NWSによって提供された情報に齟齬が無いか確認・検証を行うことをその目的の1つとしていることから、従来の方法による事務処理も行えるよう、本来の添付書類の提出について御協力をお願いしているものであるので留意されたい。	5月30日
82	5月25日	KKRホテル広島(広島県)	広島市	2-1	3	資料2-1について、情報連携対象とする事務手続一覧(別添資料)で①及び②と分類されている事務については、試行運用期間中にすべて検証することが必須か？番号利用法は「できる規定」と認識しており、実際にどの事務について情報照会するかは自治体が判断できると認識していたが、通知の記載では情報連携することが前提となっている。情報連携する事務の範囲について自治体側で決められないのか。	5月24日付で公開した「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」に関するQ&A 問7のとおり、通知4(2)の場合を除き、すべて検証の対象として頂きたい。 なお、国民の利便性の向上及び行政効率化というマイナンバー法の目的に照らせば、情報連携の開始期日以降、情報連携が可能な手続はすべて情報連携が行われることが適切であると考えており、各地方公共団体におかれてもこれに沿った対応を取っていただきたい。	5月30日
83	5月25日	KKRホテル広島(広島県)	広島市	2-2	6	資料2-2について、別表第二主務省令の第3次改正について5月30日までに公布予定とのことだが、具体的にいつごろとなるのか。	5月26日付公布された。	5月30日
84	5月9日	山口県庁職員ホール	山口県	5	18~20	ハローワークシステムとの総合運用テストについて 地方公務員の退職手当条例上、雇用保険法の給付支給と同等の「失業者の退職手当」という制度がある。 「失業者の退職手当」を支給した場合、情報提供NWSに情報提供をしなければならないのか。	「失業者の退職手当」の支給情報については、情報提供を行う必要はない。	5月31日
85	5月19日	第二合同庁舎(秋田県)	秋田県	5	-	5月17日付けでデジタルPMOに掲載されている、一部事務手続に係る情報照会結果として返却される「エラー」についての解消目処(テスト期間内の解消可否)を教えてください。また、解消されなかった場合、追加テストの日程等教えてください。 ※テスト期間は26日までのため、至急回答をお願いしたい。	ご照会のエラーについては5月22日に解消され、その旨デジタルPMOにも掲載済みです。大変ご迷惑をおかけしました。	5月31日
86	5月25日	広島県	福山市	資料5	30	次期データ標準レイアウト改版(平成30年7月予定)までは、従来通りの事務運用での対応をお願いするとありますが、発出積み事務連絡「介護保険分野における情報連携開始に向けた対応について」の今後の対応というところの中で、「次期標準レイアウトの改版は平成29年4月、当該改版を踏まえた情報連携の開始は平成30年7月を予定している」とありますが、これは、予定が変わって平成30年7月にレイアウト改版があるということか。同時に、統合運用テストを含めた情報連携開始時期はいつ頃を予定しているのか。 また、先日老健局の担当者(屋成さん)に当該事務連絡の内容についてメールでご質問している件があるが、回答ないため、ご確認いただきたい。	説明会資料P30に書かれている「次期データ標準レイアウト改版(平成30年7月予定)までは、従来通りの事務運用での対応をお願いする」とは、事務連絡に書いた平成29年4月改版を踏まえた情報連携開始時期のことを指しており、予定が変わったわけではありません。	5月31日
87	5月17日	三重県	四日市市	5	30	国保・介護・後期高齢・児童福祉・障害福祉分野において、一部、必要な項目がデータ標準レイアウトにおいて提供される項目となっていないことから、データ標準レイアウトが改版されるまで、従来通りの運用で対応することについて、質問します。 ・例えば税の項目で、現状のデータ標準レイアウトで取得できる項目も一部ありますが、従来どおり本人から提供される書類によって手続きを完了することとし、情報連携による情報の取得をしない、ということでもよろしいでしょうか。	従来どおり本人から提供される書類によって手続きをお願いします。ただし、一部の手続については、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報連携を行っていただいても差し支えないものもありますので、詳しくは、平成29年1月に各制度所管部局から発出した事務連絡をご確認願います。	5月31日

項番	説明会開催日	説明会場(都道府県)	質問団体名	資料番号	資料ページ数	質問	回答(※)	回答日(※)
88	5月25日	兵庫県農業共済会館	兵庫県神戸市	5	P.4	<p>総合運用テストクール1より「地方公共団体間の総合運用テスト」において、情報照会時に返却されるエラーメッセージのパターンについて一定の整理を行い、その結果を元に神戸市の既存業務システムは情報照会結果受領のロジックを設計しています。</p> <p>ところが、5月15日より実施しております「国・その他機関との総合運用テスト」においては、これまで発生していなかった情報照会エラーが返却されており、地方公共団体向け中間サーバーの仕様書等に記載されていないようなパターンが確認されました。</p> <p>同様の操作を兵庫県様や姫路市様に行ったところ、やはり従前と同じ状況だったのですが、社会保険診療報酬支払基金への情報照会時に異なる動作をしています。</p> <p>そこで質問ですが、「国・その他機関」の中間サーバーと「地方公共団体」の中間サーバーは、本当に同じシステム仕様になっているのでしょうか。</p>	内閣官房等から示された仕様等を踏まえたシステム仕様となっております。	5月31日
89	5月25日	兵庫県農業共済会館	兵庫県神戸市	5	P.8	<p>社会保険診療報酬支払基金の機関コードについて【本番環境1】と【本番環境2】が存在します。</p> <p>総合運用テスト期間については、【本番環境1】に対して情報照会を行ったところ「1900:その他電文エラー」が返却されたため、【本番環境2】に対して情報照会を行ったところ正常に処理できました。</p> <p>本日の説明会では「本番稼動後は【本番環境1】になるとおっしゃっていたと思うのですが、本番稼動後に指定するべき期間コードは、</p> <p>①0730302000001700 ②0730302000001701</p> <p>上記のどちらになるのでしょうか。</p>	<p>総合運用テスト期間中、医療保険者等向け中間サーバーの本番環境1は、データ移行作業中のため、総合運用テストでは使用不可となっております。本番環境2にて、情報照会テストを実施していただく整理となっております(説明会資料P8に情報照会時期によって照会先が異なる旨記載済み)。</p> <p>なお、情報連携開始以降は、本番環境1(①のコード)にて実施願います。</p>	5月31日
90	5月25日	兵庫県農業共済会館	兵庫県	5	P.30	<p>情報連携に係る運用ルールに関する事務連絡について、DigitalPMOに掲載されているが、掲載されているのは通知本文のみである。しかし、児童扶養手当関係など、それ以外の副本登録方法に係る資料があるものがあると聞いている。児童扶養手当以外に、このような資料はないのか。</p> <p>また、当該参考資料についてもDigitalPMOに掲載頂きたい。</p>	<p>ご指摘の児童扶養手当に関する資料については、事務連絡の参考資料として、事務連絡と一緒にデジタルPMOで掲載中です。児童扶養手当以外の分野については作成していませんが、作成した場合は、デジタルPMOに掲載いたします。</p>	5月31日
91	5月25日	兵庫県農業共済会館	兵庫県	5	P.30	<p>上記の通知の関係で仕様変更となり対応できないシステムがあると聞いている。(少なくとも児童扶養手当システム)</p> <p>システム改修は副本登録には間に合わない。どのように対応すべきか。</p> <p>誤った内容でも初期登録すべきか、すべきでないのか。</p> <p>初期登録を強行した場合、データ修正の作業が非常に煩雑で、正確性の担保が非常に困難になるリスクがあり、初期登録を見送る場合、他機関からの照会に対してどのように対応すればよいのかという課題がある。(手作業で登録を行う、といった対応は業務量として困難だと考えています。)</p> <p>※登録スケジュール上、5月中にご回答お願いします。(兵庫県への割当スケジュールはもうありません。)</p>	<p>事務連絡の送付が遅れ申し訳ありませんが、副本については事務連絡に従った内容で登録をお願いいたします。</p>	5月31日

